

機 関 誌

えひめ 社会福祉 2024

特集 令和6年 能登半島地震 被災地支援・現地報告会 — 1

愛媛県社会福祉協議会イチ押し事業紹介

・ 経営管理課	11
・ 法人振興課	13
・ 地域福祉課	15
・ 生活支援課	17
・ 人材研修課	19
・ 長寿推進課	21

暮らしに役立つ相談窓口一覧 — 23

県内市町社会福祉協議会一覧 — 25

県内地域包括支援センター一覧 — 26

賛助会員名簿 — 27

県総合社会福祉会館 施設利用のご案内等 — 28

令和5年度 決算概要 — 29

新規採用職員インタビュー — 30

「やさしさ」を抱きしめよう



社会福祉法人
愛媛県社会福祉協議会

令和6年能登半島地震 被災地支援復興

はじめに

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」では、石川県輪島市、志賀町で最大震度7を観測し、地震による建物の倒壊・損壊に加え、輪島市では、火災による複合災害が発生しました。また、石川県、富山県等の広い範囲で、液状化による被害が発生するなど、各地で甚大な被害が生じました。

この地震により犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災地では、最大震度5弱以上の地震が発生する可能性は徐々に低くなっていますが、依然として地震活動への警戒が必要です。社会福祉協議会（以下：社協）においては、災害ボランティアセンターを立ち上げたほか、県外からの職員派遣等による継続的な被災地支援を行っています。

災害ボランティアセンターについて

災害ボランティアセンターは、被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。社協が運営することと法令等に定められてはいますが、社協は地域福祉の推進を使命としており、その性格上、災害ボランティアセンター運営の中核となることが期待されています。そのため、被災した地域の社協を中心に、行政や関係機関、日頃からボランティア活動に携わってきた地域住民等と協働して運営に携わっています。

活動内容例

被災者の状況把握と寄り添った支援

- 被災者のニーズや困りごと等の収集・受付

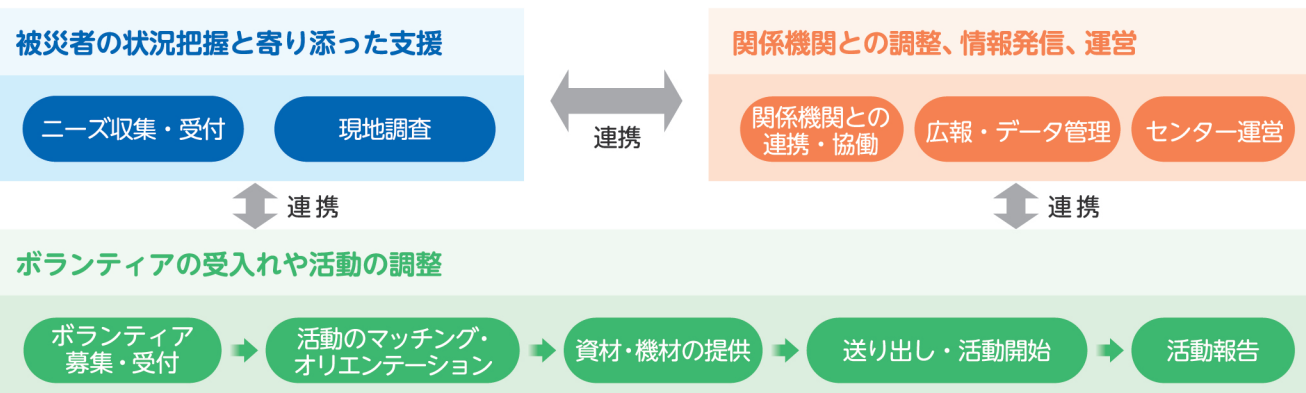
関係機関との調整、情報発信、運営

- 自治体、町内会等
住民組織、行政・企業・NPO等支援団体との連携・協働
- 広報（被災者や支援者への情報発信）等

ボランティアの受入れや活動の調整

- ボランティアの募集、活動のマッチング
- 活動用資器材の調達・管理
- 活動進捗状況の把握・管理

災害ボランティアセンターの運営体制



地震の概要・被害状況

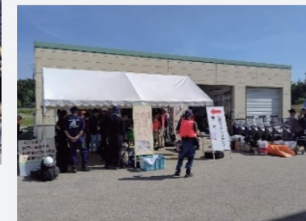
- 発生時刻 令和6年1月1日（月）16時10分頃
- マグニチュード 7.6
- 発生場所 石川県能登地方
（輪島の東北東 30 km付近）ごく浅い
- 人的被害 死者 260名、行方不明者 3名、負傷者 1,307名
- 家屋被害 全壊 8,424棟、半壊 20,461棟、一部破損 96,808棟



出典：内閣府ホームページ「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」
https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_45.pdf（最終アクセス 2024年6月28日）
 気象庁報道発表資料「令和6年1月1日16時10分頃の石川県能登地方の地震について」
<https://www.jma.go.jp/jma/press/2401/01a/kaisetsu202401011810.pdf>（最終アクセス 2024年8月7日）

災害ボランティアセンター運営支援のための職員派遣

愛媛県内の社協から、被災地からの要請に基づき、全国社会福祉協議会及びブロック幹事県社協による調整のもと、下記2市町に、被災地災害ボランティアセンター運営支援のための職員派遣を行いました。



すずし
珠州市

人口 11,913人
（男性 5,572人、女性 6,341人）
世帯数* 5,625世帯 / 高齢化率…53.2%

しかまち
志賀町

人口 17,941人
（男性 8,586人、女性 9,355人）
世帯数* 7,799世帯 / 高齢化率…47.3%

石川県

愛媛派遣団

愛媛派遣団

派遣先災害VC	志賀町災害ボランティアセンター （石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地）
派遣期間	令和6年2月13日（火）～5月9日（木） ※1回の派遣で7日間（活動5日・移動2日）活動
派遣延べ人数	四国の社協から84名（愛媛から20名） ※1回の派遣で四国から4名派遣
活動内容	災害ボランティアセンターの運営支援

*世帯数：令和6年4月現在 / 高齢化率：令和5年10月1日現在

派遣先災害VC	珠州市災害ボランティアセンター （石川県珠州市飯田町5-9）
派遣期間	令和6年5月9日（木）～9月末（予定） ※1回の派遣で7日間（活動5日・移動2日）活動
派遣延べ人数	四国の社協から112名（愛媛から28名） ※1回の派遣で四国から4名派遣（8月31日時点）
活動内容	災害ボランティアセンターの運営支援

出典：石川県ホームページ「住民基本台帳月報（令和6年4月）」【参考：人口・世帯数】
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sichousien/documents/r6_4jukujinko.pdf（最終アクセス 2024年6月28日）
 【年齢・市町別人口割合の順位（令和5年10月1日現在）】【参考：高齢化率】
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kisya/r6/documents/0208_10_toukei.pdf

令和6年能登半島地震 被災地支援

現地報告会

令和6年1月1日16時10分、新年を迎えたばかりの能登半島を、マグニチュード7.6の地震が襲いました。石川県輪島市や志賀町で最大震度7を観測したほか、各地で強い揺れや津波が発生し、多くの人的被害・住宅被害をもたらしました。現地には全国から多くの支援者が駆けつけ、現在もなお、懸命な復旧・復興作業が進められています。今回は、愛媛県内の社会福祉協議会（以下：社協）から現地に派遣された職員のうち4名が集まり、活動報告会を行いました。



愛媛県社会福祉協議会
地域福祉課
主幹 ぐすもと けいし 氏（進行）

志賀町 2/25～3/2

珠洲市 5/9～5/15



上島町社会福祉協議会
地域福祉係
係長 ふくだ ひろひさ 氏

志賀町 3/20～3/26

珠洲市 5/25～5/31



松山市社会福祉協議会
団体支援課
そぎ はるな 氏

志賀町 4/5～4/11



宇和島市社会福祉協議会
地域福祉課
主査 せいけ まさたか 氏

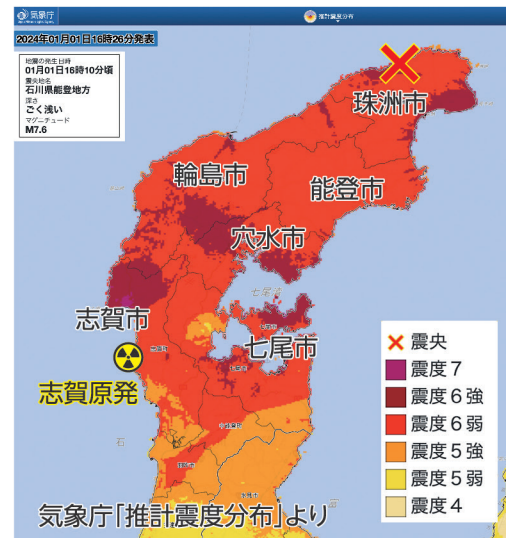
志賀町 4/29～5/5

1 被災地における支援内容と活動を通して得たもの

(1) 現地支援に臨んで、それぞれの思い

葛本 発災から約1か月後、愛媛県社協は現地の災害ボランティアセンター（以下：災害ボラセン）運営支援のための職員派遣を開始しました。2月13日から5月9日まででは志賀町、5月9日からは珠洲市で（9月末まで継続予定）支援活動を行っています。期間中切れ目なく支援を継続できるように複数名を7日間（活動日5日間）交代で派遣しています。まず志賀町に行かれて、皆さんはどんな印象を持ちましたか？

福田 志賀町は旧富来町と旧志賀町の2町が合併してできた町で、町の南側に位置する志賀地区には石川県唯一の原



発があり、町の公共施設等が非常に充実している印象でした。北側に位置する富来地区は津波などもあり、大きな被害を受けていました。

粉 愛媛県で見る海とは違う日本海の風景が広がって、水平線がとてもきれいなのが印象的でした。そして、やはり富来地区には入れない区域もあり、被害が大きいようでした。

清家 黒い屋根瓦の家屋が並ぶとてもきれいな町並みで、志賀地区はそれほどの被害には見えなかったのですが、富来地区に足を踏み入れた瞬間、様子が全然違っていました。私は5月に行ったのですが、屋根は崩れ、道路も割れたままで、発災から数か月を経てもそんな状況とは、インフラの復旧は本当に進まないんだと、強く感じました。

葛本 粉さんは今回が初めてでしたね。派遣が決まった時、どんな気持ちでしたか？

粉 最初は不安で一杯でした。自分で手を挙げたものの、入職1年目で経験もなくて。でも、いろんな方からのお話やアドバイスでだんだん不安がやわらぎ、「やってみよう」という気持ちになりました。

葛本 清家さんは平成30年7月豪雨災害の際、宇和島市社協として災害ボラセンを立ち上げた経験がありますが、今回はいかがでしたか？

清家 平成30年に初めて経験して、精一杯支援活動を行いましたが、振り返ると「あの時もっとこうしておけばよかった」という後悔が残っています。その翌年（令和元年）、台風19号の被災地の宮城県大崎市に宇和島市社協から職員を派遣した際、災害ボラセンの形や取り組み

方は様々なのだと学びました。その経験がとても大きかったので、今回志賀町へ行けると決まった時、支援を通して宇和島市に持ち帰れる何かを得たいとやる気に満ちて参加し、実際に得るものがありました。

葛本 これまで派遣の多くは運営支援の経験者だったのですが、今回は粉さんのように未経験者にもご協力いただきました。愛媛県も今後南海トラフ地震などの災害に備えなければいけないことも踏まえ、現地で経験を積む人が増えるのは貴重な機会だと思います。

清家 行ってみないとわからないこともありますからね。

葛本 福田さんは、東日本大震災や熊本地震、鳥取県中部地震、平成30年7月豪雨など多くの災害で運営支援の経験がありますね。

福田 清家さんも言われたように、災害ボラセンはその都度運営方法が全然違いますので、私は基本的にいつもフラットな気持ちでいるようにしています。「災害ボラセンとはこういうもの」というイメージを固めず、常に「現場あわせ」のような感覚で行っています。

葛本 災害ボラセンのあり方を固定化しないということでしょうか？

福田 そうですね。その方がいいでしょうし、時代と共に運営や支援の方法も進化していますので、自分自身も固定概念にとらわれず進化するべきだと思っています。それに支援者は期間が限られています。最終的にはその場所、その人たちのための支援であることを考えると、「現場あわせ」のようなフラットな状態で行くのがいいだろうと、色々経験した結果、そう考えています。

(2) 活動内容とそこで得た気づき、苦労や課題

葛本 皆さんが今回どんな活動を行ったか、苦労したことなどもあわせて教えてください。

粉 私は現地調査班の配属でした。2人1組で被害があった住宅を車で回り、タブレットで写真を撮ったり屋内の状況を聞いたりしました。行き先の地図は二次元コードを読み取って表示するのですが、うまく読めなかったり、地図の場所に着いてもどの家かわからなかったり、辿り着くまでが大変でした。

葛本 私も現地調査を担当したのですが、お互いの方言が通じなかったり、怪しい人という目で見られたりしたこともありました。話しかけると家の奥に入ってしまう



方もいました。逆に「愛媛県から来た」と言うと「ありがとう」と泣いて感激される方もいました。従来の派遣は男性職員が多かったのです

が、今回は粉さんのように女性も参加しています。女性目線で気付いたことはありますか？

粉 女性1人でお住まいの方はやはり、私と男性職員が2人で伺うと、女性同士のためか私の方が話しやすそうなお印象でした。私に色々とお話してくださった方が多かったことを考えると、女性として少しお役に立てたかなと思います。



松山市社協 粉



愛媛県社協 葛本

葛本 私が男性2人で1人暮らしの高齢女性を訪問した際、少し怖がられている、警戒されているように感じたこともあったので、女性がいたのは良かったのではないのでしょうか。清家さんはどのような活動をされましたか？

清家 マッチング班で、朝はまず集まったボランティアの方々を、被災者のそれぞれの困りごと（ニーズ）に応じて割り振って送り出し、その後は色々起こるトラブルなどに対応するという役割でした。せっかく来られたボランティアの方々なので、可能な限りたくさんのニーズにつないで多くの人を助けられるように、特に注力しました。

葛本 活動する中で苦労したことはありますか？

清家 福祉的な課題を合わせ持った被災者ニーズへの対応が難しかったです。例えば、被災された自宅がゴミ屋敷のような状態のところの片付けをボランティアの方にお願いすると、「自分は被災した人を助けるために来たんだ、ゴミ屋敷を掃除しに来たわけじゃない」と怒って帰ってしまわれたことがありました。

葛本 熱い気持ちを持って全国からボランティア活動に



来られているので、とにかく被災者のためにという気持ちが先に立って、「ゴミ屋敷は違うだろう」と思ってしまう人もい

るかもしれないですね。

清家 被災者という立場では同じなんですけどね。普段から福祉の課題やニーズをもつ世帯が被災した場合、特に社協が関わるべきなのですが、社協がどういう団体がよく知らないボランティアの方は不満も抱くかもしれませんね。

葛本 それぞれのボランティアの方の思いを汲んで適切などころにマッチングするのは難しいですね。

清家 普段から、地元の信頼できる人や団体とつながっておくことが大事だと思います。今年4月に愛媛県で地震があった際、宇和島市で被害に遭われた方からの連絡で自宅に伺ったのですが、いわゆるゴミ屋敷の状態でした。宇和島市社協が各団体やNPOなどと一緒に年1回開催している「災害ボランティア連絡会」のメンバーに対応をお願いすると、快く引き受けてくれました。社協が福祉の団体だということや被災者の中にはそういう方もいるということを理解している方々とつながっている強みを感じました。

葛本 福田さんはどんな活動をされましたか？

福田 当初は総務班の予定でしたが、実際は別の活動内容になりました。志賀町の社協職員が少なく、ほとんど休んでいない方もいたので、私が代わって入ることで、休みを取っていただきました。志賀町では6月末に災害ボラセンから地域支援センター（以下：支援P）に移行して、私が行った3月後半はちょうど、支援Pを今後どうしていくかの検討段階でした。同時に、埋もれたニーズを一軒一軒聞き取り調査（ローラー作戦）で掘り起こし始めた頃でした。私が意識したのは、志賀町社協の中で災害ボラセン運営の核となりそうな人とコミュニケーションをとることでした。人間関係づくりをしながら意向を聞き出し、現地支援に入っている災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（以下：支援P）^{※1}のメンバーに伝える役割も担いました。

※1 災害ボランティア支援活動プロジェクト会議（支援P）企業・社会福祉協議会・NPO・共同募金会が協働するネットワーク組織で、平成16年の新潟県中越地震の後、平成17年1月から中央共同募金会に設置された。人材・物資・資金などの社会資源の有効活用など、ネットワークを生かして被災者中心・地元主体の被災地支援を行っている。

葛本 埋もれたニーズについては、困っている誰もが「助けて」と声を上げられるわけではなく、言いたくても言えない人もいますと聞きます。まだ地域にいるはずのそうした人たちの元へ、こちらから出向いて行くのですね。

福田 民生委員や自治会長などにもご協力いただき、ローラー作戦を展開していきました。家屋が倒壊したり津波に襲われたりしているのは目に見えやすいニーズですが、地域で孤立している方や、認知症で判断ができない方とかの問題はなかなか見えません。それを徹底的に調査していこうという時期だったので、それらも含めて志賀町社協の意向を支援Pに伝えました。災害ボラセンでは解決できないかもしれないけれど、支え合いセンターに移行した時に引き継いで支援していくニーズを拾い集めました。



上島町社協 福田

葛本 福田さんは珠洲市にも行っていますが、そちらではどうでしたか？

福田 珠洲市は全域が被災していました。入れない地区もあり、被害はより甚大だったという印象です。珠洲市でも事前に予定していた内容ではなく、各セクションの職員や現地の支援者たちと話をしながら、今後の道筋をつける活動をするようになりました。珠洲市では災害ボラセンと並行して支援Pの開設が進められていたので、支援Pと一緒に今後の見立てのようなことも行いました。また珠洲市では、ニーズが上がっているけれど進捗状況が不明という案件がたくさんあったので、それら1件1件の状況調査もしていました。

葛本 確かに残ニーズの管理や引き継ぎも、支援現場では大きな課題のひとつでしたね。



地震によって飛び出たマンホール



崩れた家



崩れた石垣

(3) 時代に応じた変化・進化 ～IT(Information Technology= 情報技術) 活用の利点～

葛本 今回はITが随所で活用されました。ITによって変わったこと、感じたことはありますか？

清家 先ほど粉さんの話にも出てきた二次元コードを、皆さんが抵抗なく使っていました。仕組み自体は平成30年7月豪雨の頃にもあったと思いますが、それに対するリアクションがかなり変わったと思います。ボランティア受付時にも使われていて、あれだけ大人数が集まっても、今回私が対応した中で二次元コードを使わなかったのは2名だけでした。支援やボランティアの現場でもITが身近な時代になったのだと感じました。

葛本 以前のボランティア受付は、一人ずつ本人の手書きなので時間がかかり、受付に長い行列ができていましたよね。粉さんが二次元コードで行った地図の確認も、7月豪雨の頃は紙の住宅地図を何枚もコピーして関係者

に配っていました。コピーだけでも大変だった記憶があります。

清家 ずいぶん楽になりましたね。もちろん二次元コードだけで何でもできるわけではありませんが、やはり違いますね。

福田 年配のボランティアの方も当たり前のように二次元コードを使っていましたね。

葛本 今回、現地の職員がとても少なかったのですが、ITのおかげで準備などをスムーズに進められました。キントーン^(※2)も活用して、現地調査で写真を撮って、状況を誰でもその場で入力できて、すぐ全体で共有できるようになりました。

※2 サイボウズ株式会社が提供する業務アプリ作成ツール。プログラミング不要で簡単に構築できる。今回は被害状況の記録・情報共有等で使用。

清家 キントーンですぐ見ることができるので、紙ベースだった頃に比べて情報検索性も上がりました。完璧でなくてもある程度の概要をすぐ見られるのは、とても役に立ちました。職員が交代しても情報が途切れにくくなったし、引き継ぎも短時間で済んだのは、ITの進化のおかげだと思います。



宇和島市社協 清家

2 活動を通して学んだこと、伝えたいこと

(1) 社協として、これから地元で生かせる学びや教訓

葛本 清家さんが最初に「何か持ち帰りたい」という思いを話されましたが、私も「勉強させてもらう」という姿勢は大事だと感じました。現地の方に「勉強しに来ました」とは言えませんが、心の中にはあって良いと思います。皆さんは今回現地で学んだことを、自身の地域でどのように生かしますか？

福田 私は志賀町と珠洲市の両方を経験して、自分がいる上島町でなら、この部分はこの方法で、こっちはまた別の方法で、と「いいとこ取り」ができればと考えています。

葛本 やはり多くの経験がとても生きてきますね。

清家 私は、被害が大きい地域から遠い場所に本部がある点が気になりました。志賀町社協の本所は被害の大きい富来地区にあり、建物が被災して使えず、そこから離れた志賀地区に本部を置くしかありませんでした。活動自体はシステムティックにできていましたが、ボランティアさんの行き来に時間がかかったり、被災場所から遠いため肌感のようなものが違ってしまったりしたように思います。

葛本 被災によって社協が動けなくならないように、災害ボランティア以外のセクションとも合意形成を進めた



り、危機管理やBCP(事業継続計画)に基づく活動指針を固めたりしておくの良いですね。南海トラフのような大規模災害を想定すると、県外からのボランティアや支援者が来られない可能性が高いので、限られた人数の中でもできるだけ多くのニーズにつなぐには拠点の場所がとても重要です。「ここで災害が起きたら災害ボラセンはここ」と事前に社協としてマニュアル化しておきたいですね。

(2) 支援に際してあるべき姿勢、持つべき心構え

葛本 今後派遣される職員は、どのようなことを意識しておくが良いでしょうか？

清家 福田さんが言われた「フラットな」という姿勢が大事なのではないでしょうか。現地の社協職員は、私たちが帰った後もずっと被災者と関わっていくので、その関係性を壊さないようにしなければいけません。

福田 災害時に限らず、案件があるとどうしても入り込んでしまいがちです。それ自体は悪いことではありませんが、一方でふかんに案件を捉える姿勢が大事なので

はと思います。

葛本 ボランティアの方も活動することだけが目的になってしまうことがあります。例えば被災した家のゴミ出しで、住人に確認せず全部捨ててしまった後、実は大切なものがあったという話をよく聞きます。活動することだけを考えて周りが見えなくなると、大問題につながりかねません。

福田 「泥や瓦礫を見ないで人を見なさい」という有名な言葉があります。また、支援者の姿勢も「ホームランを打

とうとしがちだけど、バントでつなぎなさい」とよく言われますよね。先ほどの「入り込むけれど、ふかんな目を持つ」というのも、きっと同じことだと思います。

清家 やはり社協がきちんとコーディネートする必要がありますね。

福田 ほかにもいつも思うのは、私たち社協は本来、ニーズや課題などの「入口」を見つけるだけではなく、それを解決する「出口」を作らないといけないということです。でも支援期間中は、入口を見つけても、自分が現地にいる間に出口まで行き着けません。帰るときにちゃんと引き継がなければといつも思います。

清家 派遣期間中に出口まで行けない場合は、現地の社協さんにきちんとつなぐことが大切ですね。



葛本 それが使命のようなものですね。福田さんが言われた「ホームランではなくバントでつなぐ」という言葉どおり、「つないでいく」ことが大事ですね。

3 愛媛県の今後を見据えて、社協の役割と抱負

(1) 社協が築く、防災の力にもなる地域との信頼関係

葛本 今後の災害発生を想定すると、愛媛県ではどのような備えが必要でしょうか？

粉 災害時のボランティア活動を、いろんな方に認知していただきたいです。特に学生さんなど若い方に講演などで広めて、ボランティア登録者数を増やせればと思い



ます。それとやはり、災害時は地域のつながりが大事になると思います。近くに足が悪い方がいるなど状況を把握できていれば全然違いますので、普段の地域の関係づくりを強化したいです。

清家 交通寸断などで支援者が来られない状況も考えると、それぞれの地域で防災意識を持ち、自助の力を付けることが必要です。同時に、地域の中で誰も1人ぼっちにならないようにしなければなりません。宇和島市社協の「支え合いサポーター」活動では、地元の協力者が日常の見守りをしてくださっています。このように普段から社協とつながっている人をできるだけ増やして、誰かが困っていれば抜け漏れなく情報が届く関係づくりを進めています。また社協として、情報が届かない人へのアプローチも必要です。

福田 そのように日頃から、例えばこの機関紙の読者の皆さんと社協との関係性を築いて、そこから社協に情報が寄せられるような信頼を結べるといいですね。

(2) 平時からつながり合い、「災害にも強いまちづくり」

葛本 全国社会福祉協議会では、地域協働型の災害ボラセンの運営計画を進めています。今までは被災地域の社協が中心になっていましたが、社協だけでなく、地域住民や企業、学校、NPOなどと連携しながら運営しようという動きです。そうするとやはり、日頃からのつながりが重要になってきます。それは防災意識にも共通します。ただ防災意識というのは、災害が起きると高まりますが、時間が経てば低くなります。それは災害を「特別なこと」と捉えているからではないでしょうか。非日常のことだから、後回しになるのかもしれませんが。

福田 視点が発災後にしか向いていないのですね。

葛本 発災したらどうするかではなく、普段から当たり前のこととして、備えを生活習慣にすることが大事です。「災害は特別なことじゃないんですよ。日常生活の延長線にあるんですよ。災害が起きてからではなく、平時からみんなで考えましょう」という意識づけを、社協がすべきですね。

福田 発災してから特別なことができるわけでもありませんし、平時からできることが、災害時にもできるかどうか

かがポイントです。部活動で「練習でできないことは本番でできない」なんて言われたのと同じですよ。

葛本 大規模災害で救われる命は、公的機関が救助する「公助」よりも、地域住民や近隣で助け合う「共助」の方が多いと言われます。共助のための関係づくりは、平時にできていなければなりません。やはり「つながり」が大切ですね。社協として、平時から、地域住民同士がつながり合い、いろんな機関や団体もつながり合うようにして、「災害に」強いというより、「災害にも」強いまちづくりを進めたいです。

清家 復興も考えると、例えば被災して家をなくしても「やっぱりここで暮らしたい」と思ってもらえるようにすることも、社協が担う役割だと思います。地域のつながりづくりを通して、地元愛を育てることも、社協として大事なのではないのでしょうか。

葛本 日常の中からどんどん取り組んでいきましょう。



経営管理課〔総務企画部〕

福利厚生センター事業(ソウェルクラブ)

本会では、県内福祉従事者の福利厚生の増進を図るため、福利厚生センター（ソウェルクラブ）の委託を受けて、多種多様なサービスを提供しています。全国で27万人を超える会員が加入し、魅力のある職場づくり、人材の確保・定着を図っています。本会は都道府県事務局を担っており、全国展開の各種割引サービスに加え、観光ツアーやスポーツ大会、鑑賞チケットあっせん販売を中心とした会員交流事業を実施することによって、会員間の交流やリフレッシュを図っています。

■ サービス内容 / 各イベントに格安で参加できるほか、慶弔給付、クーポン券の発行等を行っています。

愛媛県事業 ▶ ・会員交流事業（旅行、ゴルフ、観劇、食事会などに特別料金で参加可能） ・愛媛県オリジナルクーポン券発行（県内温泉施設などで利用可能） センター事業 ▶ ・健診費用助成、法人内サークル活動助成 ・慶弔等給付（結婚、出産、資格取得、永年勤続、入院等）、健康生活用品贈呈 ・各種割引（宿泊・レジャー、スポーツクラブなど、全国20万以上の優待メニューあり）

今までの会員交流事業実施例

- ・旅行（伊予灘ものがたりの日帰りツアーから台湾2泊3日まで幅広く実施）
- ・食事会（東中南予の有名店で実施）
- ・劇団四季・坊っちゃん劇場（定価の半額以下）
- ・スポーツ大会（ゴルフ・ボウリング）等



法人の福利厚生の充実は、人材確保・定着につながります。本事業に興味のある方は、パンフレット等を送付しますので、経営管理課までご連絡ください。

社会福祉法人会計研修

社会福祉法人は、高い公益性を有する法人として、これまで以上に事業運営の透明性向上や財務規律の強化が求められています。そこで本会では、計算書類等の整備や適正かつ公正な支出管理に携わる職員の育成や資質向上のために、平成29年度から社会福祉法人向けに会計研修を実施しています。また、令和元年度からは、一般財団法人総合福祉研究会と共催して5つのコースで開催しており、令和4年度には内容を改変しコース名を一新して実施しています。

■ コースの種類 入門・3級・2級・1級・経営管理（年1回開催）

受講者の声

- ・実務に合った内容のため、関心を持って講座を受けることができた。
- ・優しく丁寧な講義であったため、安心感を持って学べた。
- ・何気なく会計ソフトから出力していた計算書類について、説明を聞いて理解が深まった。
- ・テキストやレジュメも分かりやすかった。



同研修は、毎年、7～11月頃に開催しています。本会ホームページでも案内していますので、興味のある方は、内容をご確認の上、ぜひお申込みください。

会計研修とは別に社会福祉法人向けのセミナーも実施しておりますので、ぜひご参加ください。

→ 令和5年度内容
「安定的な法人・施設経営のための財務管理のポイント」

愛媛まごころ銀行

愛媛まごころ銀行とは、皆さまの「地域社会の福祉の向上に役立ちたいという気持ち」と「援助を必要としている人々」との橋渡しを行うための寄附金等の受付窓口です。

預託いただいた寄附金は、地域福祉（本会が行う地域福祉関連事業の運営費）や災害支援（災害ボランティア活動支援）、交通等災害遺児の支援等に活用いたします。

また、物品寄附の場合は、関係機関等へ寄附のあっせんを行っています。

愛媛まごころ銀行への寄附金を活用して主にこのような事業を実施しています。

寄附金の活用事業

① 災害ボランティア活動支援金

被災地でのボランティア活動等で使う資機材等の購入や平常時において地域住民の防災意識を高めるための活動等に活用しています。

② 交通等災害遺児進学・就職支援金

本支援金は、愛媛県内の小学校・中学校・高等学校を卒業する災害遺児等の皆さんが進学・就職をする際の経済的援助を行っています。

その他、本会で実施している地域福祉のための事業にも活用しています。

詳細は次項

あなたの善意を、愛媛まごころ銀行にご寄附ください。ぜひお気軽にご相談ください!!

◆預託方法：直接お持ちいただくか、指定口座にお振込みください。

◆寄附金は、所得税控除の対象となります。また、寄附者が企業の場合には、損金算入の制度が利用できます。

交通等災害遺児進学・就職支援金

本事業は、愛媛まごころ銀行に預託いただいた寄附金の一部を利用して、県内の交通等災害遺児に経済的支援を行っています。

■ 対象

親又は養育者が、交通・労働災害、天災等で死亡又は重度障がいの状態となった小学校・中学校・高等学校を卒業予定の児童・生徒

■ 給付金

小学校卒業生 : 5万円
中学校卒業生 : 10万円
高等学校卒業生 : 15万円

支援金支給までの流れ

- 書類提出
① ① 本会指定の様式、② 在学証明書、③ 災害遺児を証明する書類又は民生児童委員の確認書の3点を本会に提出する。
↓ 審査
- 支援金の支給 給付決定後、給付決定通知書を送付し、申請書記載の送金口座へ振込によって支給する。

例年、県内の学校をはじめ、民生児童委員協議会、児童養護施設等に10月頃に案内を行っております。比較的分かりやすい申請方法になっていますので、対象の方にご活用いただけるよう周知にご協力ください。

法人振興課〔総務企画部〕

災害時福祉支援地域連携事業

愛媛県から災害時福祉支援地域連携事業を受託し、大規模災害の発生に備え、災害時に一般避難所等に派遣される災害時要配慮者支援チームの支援体制及び保健・医療・福祉分野における関係機関等との連携を強化することを目的に、年4回連絡会議を開催するほか、県及び市町の総合防災訓練に参加協力するなど、平時や災害時に必要となる体制の構築を図ります。

災害福祉支援コーディネーターの配置

災害時の支援・受援体制の強化及び関係機関等との連携強化を図る。

災害時福祉支援連絡会議の開催(年4回)

災害時要配慮者支援チームにおける二次医療圏域ごとのチーム編成や支援・受援体制の構築における検討を進め、体制の充実を図る。

県と市町防災訓練への参加(4か所程度)

災害時要配慮者支援チームの県及び市町防災訓練への参加を通して、チーム員の能力向上を図る。



令和6年能登半島地震における災害時要配慮者支援チーム員の派遣

令和3年度に、本会が愛媛県から本事業を受託してから、初めて災害時要配慮者支援チーム員の派遣要請が県から出され、県保健福祉課や愛媛J R A Tと連携を図りながら、石川県にチーム員を派遣し、避難者のアセスメントや相談、避難所の環境整備などの支援を実施しました。災害福祉支援ネットワーク中央センター(全国社会福祉協議会法人振興部)や他県チームとの連携に課題は残るものの、チームの活動を通して、被災地の支援ニーズの対応に寄与できたことは、本会や愛媛J R A T、チーム員にとっても大きな経験となり、今後の活動につなげていく必要があります。

派遣期間	令和6年2月15日（木）～3月1日（金）※移動日を含む。全4クール。		
派遣場所	石川県内の1.5次避難所 等 （1～2クール）いしかわ総合スポーツセンター1.5次避難所（金沢市） （3～4クール）矢田郷コミュニティセンター 等（七尾市）		
派遣人数	12名（1クール：チーム員3名）		
内 容	避難者への巡回、避難所の環境整備、他県等のチームと連携した対応 等		

派遣者の声

- ・初めての派遣で不安もあったが、チーム員同士で助け合いながら、支援できてよかった。
- ・これまでの研修等で知識を学んできたことが、実際に被災地での支援に活かされたことは、貴重な経験となった。
- ・実際に支援をすることで分かった課題もあったが、今後の活動に活かしていきたいと思う。



福祉サービス評価事業等

本会では、福祉サービスの質を確保するとともに、利用者本位の福祉の実現を目指すため、福祉施設等の評価事業を実施しています。

1 地域密着型サービス外部評価事業(外部評価事業)

令和5年度実績 83件

評価対象	認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)
受審頻度等	年1回以上の受審が義務(実施頻度の回数は、一部緩和条件あり) 評価機関または運営推進会議の活用を選択
評価結果の公開	義務
事業概要	少人数の家庭的な環境の住居で、職員や他の利用者とともに暮らすグループホームは、多くの利用者が認知症であるため、「仮にサービスの質などに問題があっても表面に出にくく、閉鎖的になりやすい」という欠点を指摘されます。また、事業者自らが現状を多角的に分析して改善点を発見して、質を高める契機とするために評価を行う自己評価と、同等の項目について外部の客観的な観点から、より精度の高い評価を行う外部評価の一連のサービス評価が義務付けられています。

2 福祉サービス第三者評価事業(第三者評価事業)

令和5年度実績 9件

評価対象	社会福祉法人等が経営する福祉施設
受審頻度等	保育所、特別養護老人ホーム等高齢者施設、障がい者施設:受審は任意 社会的養護施設:3年に1回(義務)
評価結果の公開	任意(社会的養護施設は義務)
事業概要	福祉サービスの利用が契約制度に移行し、利用者等はふさわしいサービスを選択することが求められています。本評価は、利用者の選択を支援するための情報提供や事業所が客観的・専門的な評価を受けることで、自らのサービスの現状と課題を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的として実施します。

以上の2つの評価事業は、対象等の違いはありますが、「福祉サービスの質の向上」と「利用者によるサービス選択の支援」の2つの目的が共通しています。本会では、適正かつ効果的な運営を通して、福祉サービスの質と利用者の利便性の向上に寄与しています。

ぜひご参加ください!

「セルフ製品展示・即売会」のご案内

S E L P(セルフ)とは、働く意欲がありながら、障がい等の理由により、一般の事業所に就職することが難しい人々のための就労の場のことです。

このイベントでは、S E L P製品(愛媛県内の障がい者就労支援事業所等で障がいのある方が作った製品)を展示・販売します。

期日	令和6年10月8日(火)
会場	愛媛県県民文化会館1階「県民プラザ・展示コーナー」 (松山市道後町2丁目5-1)
主催	愛媛県・愛媛県社会就労センター協議会
セルフ展示・販売商品	野菜・パン・焼菓子・雑貨・木工製品・アクセサリなど



地域福祉課〔地域福祉部〕

地域支え合い・包括的地域福祉推進事業

平成30年7月豪雨災害の被災者支援を継続しつつ、市町において地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性を問わない相談支援や参加支援、地域づくり等を一体的に行う後方支援体制の強化を図り、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

■ ネットワーク会議の開催

平成30年7月豪雨災害の被災者支援活動を通じて蓄積してきた経験やノウハウを、県内全域に展開し、平時からの圏域における連携強化を図るとともに、各市町における多者連携の枠組み構築を促進するための会議を開催します。また、子育て、介護、障害、貧困、引きこもり、虐待、DV、ヤングケアラー問題、まちづくりなど、各種支援を担う関係機関・団体をはじめ、学識経験者やNPO、まちづくり団体など、地域活動団体等を加えた関係者による会議を開催します。



■ 重層的支援体制整備に向けた研修会・セミナーの開催

地域共生社会の実現に向けた県内の機運醸成を促すとともに、多分野・多業種との連携・協働のあり方について学ぶため、研修会・セミナーを開催します。

■ 多者連携の枠組み構築に向けた研修会の開催

多者連携の枠組み構築のため市町や市町社協職員、NPO・ボランティア団体、民間企業等向けの研修会を開催します。

■ アドバイザーの派遣

市町における重層的支援体制整備を推進するとともに、地域での多者連携や多世代交流、支え合い活動等の普及・展開を図るため、アドバイザーを派遣します。



能登半島地震に係るボランティア事前登録

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災者への支援を目的に、被災地でのボランティア活動を希望する県民に対して、被災地の状況やニーズの情報提供、本県から団体でボランティアを派遣する場合のご案内等を行うため、ボランティアの事前登録を行います。

8月1日現在で91名の登録があり、6月26日(水)～29日(土)(活動日は27日(木)・28日(金))でボランティアバスを運行しました。登録者の中から希望者19名が石川県珠洲市で活動しました。



法人後見支援センター事業

成年後見制度の利用促進や法人後見実施団体及び市民後見人等の権利擁護活動の担い手の確保のため、県域における権利擁護支援体制づくりに向けた取り組みを推進します。

■ 愛媛県成年後見制度利用促進協議会

県内の司法専門職団体等の関係機関と管内市町の成年後見制度利用促進施策にかかる取り組み状況や課題等の実態把握、体制整備のため、支援策等の検討を行う協議会を開催します。



■ アドバイザー派遣

中核機関の機能拡充に向けた協議や協議会等の未整備市町に対する取り組み状況の聞き取りや計画の策定、中核機関、協議体設置等の体制整備促進のため、専門職アドバイザー(弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士等)を派遣します。



■ 法人後見推進研修会(権利擁護推進のための担い手養成研修会)

県内の社会福祉法人・施設の役職員、市町行政担当職員等を対象に、法人後見事業の拡大と法人間連携の促進、市民後見等の推進を図るため、研修会及び個別相談会を開催します。



■ 市民後見人養成研修事業

法人後見支援員、地域包括支援センター職員、成年後見制度に関心のある県民等を対象に、成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う市民後見人を養成するための研修会を開催します。

■ 法人後見実施団体養成研修事業

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等を対象に、成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保するため、研修会を開催します。

生活支援課〔地域福祉部〕

生活福祉資金貸付制度

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の生活を経済的に支え、安定した生活を送れるよう自立を支援する制度です。

生活福祉資金とは、相談窓口（市町社協）で、お困りの内容や世帯の状況を聞き、相談と貸付を組み合わせ世帯の問題解決のための方法を一緒に考え、家計改善や社会的自立を目指し、安定した生活が送れるように支援する貸付制度です。利用にあたっては、世帯全員の収入・負債・就労・就学・疾病・制度利用の承諾状況等、詳細を伺います。なお、貸付条件や返済計画が整わない場合や、他からの借入れが可能な場合（他制度優先）は、制度の利用はできません。生活費そのものが足りない、返済に充てる資金を捻出できない状態の場合は、福祉事務所での生活保護相談となります。詳しくは、お住まいの市町社協または地区の担当民生委員にご相談ください。

貸付資金の種類

総合支援資金	福祉資金
対 象 離職世帯、低所得世帯	対 象 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
貸付内容 日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を受け、自立が見込まれる世帯への貸付	貸付内容 日常生活を送る上で、または自立生活に資するため、一時的に必要なであると見込まれる経費の貸付（例：転居費用、療養に必要な費用、緊急一時的に必要な費用 等）
教育支援資金	不動産担保型生活資金
対 象 低所得世帯	対 象 高齢低所得世帯
貸付内容 学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校等の就学経費の貸付	貸付内容 居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費の貸付

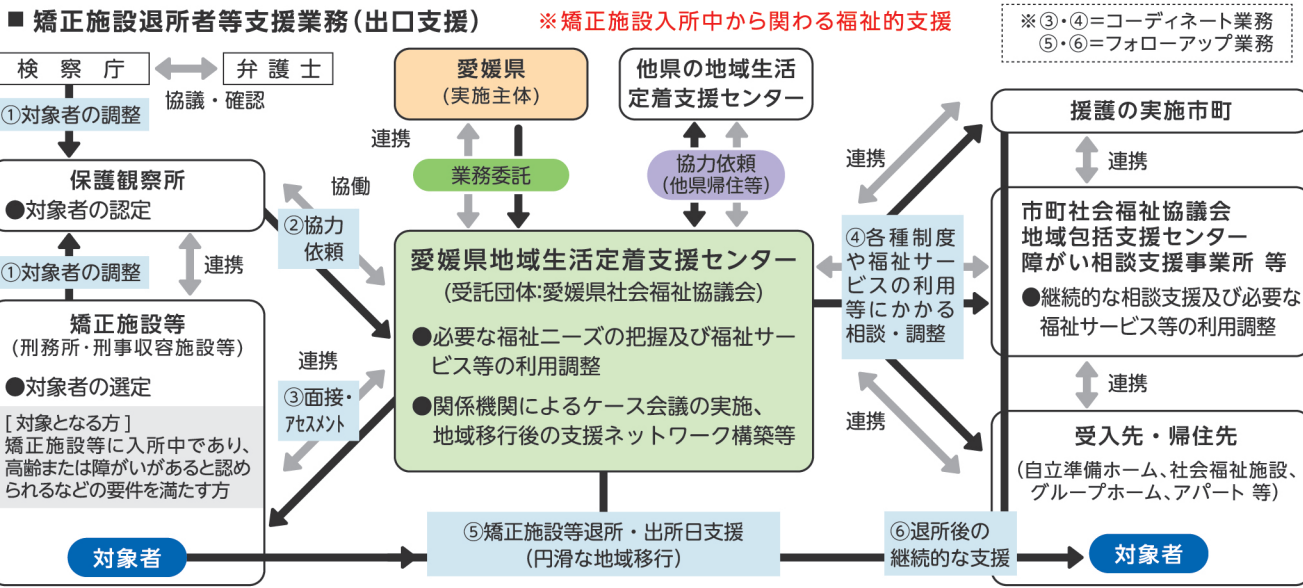
生活困窮者等支援事業

市町社協の総合相談窓口では、複合的な生活課題を抱え、経済的に困窮した状態にある相談者から、今日・明日の食事に事欠く、家賃の支払いが滞り借家から退去を命じられている等、大きな生活の困りごとや不安の声が多く寄せられています。本会では、生活困窮者支援のための社会資源の一つとなるよう、関係機関、団体と連携し、緊急時の食糧支援を行うためのネットワーク事業及び子ども支援事業、家主・不動産業者・市町社協との連携による対象者の住居確保に向けた支援事業を行い、地域での生活基盤を支える取り組みを実施しています。

生活困窮者等食糧支援ネットワーク事業	子ども支援ネットワーク事業	生活困窮者等入居債務保証支援事業
生活困窮者自立相談支援事業の相談窓口で食事に事欠く状況の方が来所された時に緊急対応できるよう、県内の社協ネットワークを活かし、相談窓口を支援するとともに、食糧提供者の開拓や呼びかけを通して生活困窮者支援を通じた地域づくりにつなげる。	愛媛県からの委託で、県内に事務所を持ち県内の子どもたちのために事業を行う団体に、事業内容や助成金の使途等から審査を行い、約20団体（内、子ども食堂5団体）に最大20万円を助成する。 ※子ども食堂への助成は保険への加入と保健所が主催する食育衛生等講習受講が必須。	家賃等は継続的に支払いができる見通しにもかかわらず入居時の保証人の確保ができないため、賃貸住宅への入居が困難な世帯の収入が住民税非課税相当以下等の方を対象に、滞納家賃の3か月分（上限：生活保護住宅扶助額の3か月分）及び退居に伴う現状回復にかかる費用（10万円以内）を保証する。

愛媛県地域生活定着支援センター事業

本会では、高齢の方や障がいのある方が、**矯正施設（刑務所・少年刑務所等）**から退所した後に、自立した生活を営むことが困難な場合、保護観察所からの依頼のもと福祉サービスの利用を援助することなどにより、地域の中で安心して暮らしていけるよう関係機関、団体等と連携した支援事業を実施しています。



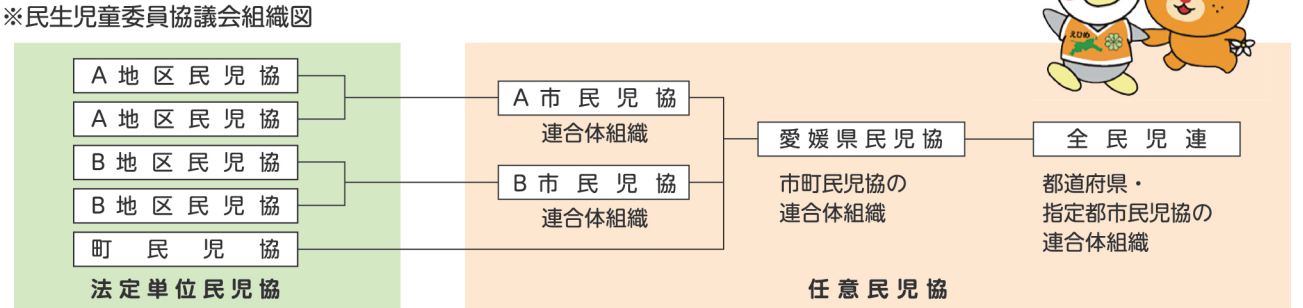
■ 被疑者等支援業務（入口支援）【令和4年度から開始】 ※ 刑事司法手続きの入口段階における福祉的支援

保護観察所からの依頼に基づき、刑事収容施設（警察署の留置場等）に身体を拘束されている被疑者等（※保護観察所により重点実施対象者に選定された方）を対象として、自立した生活を営むことが困難な方に対し、勾留中から関わり、福祉サービス等の利用調整を行うとともに、釈放後、必要な援助等を継続的に行います。
※重点実施対象者＝高齢または障がいがあると認められ、更生緊急保護の申出を行うなどの要件を満たす方。

愛媛県民生児童委員協議会の概要

- 1 目 的
愛媛県民生児童委員協議会では、民生児童委員の資質向上及び環境整備、地域における民生児童委員協議会の基盤強化や県内の民生児童委員の結束による連携強化、民生児童委員活動の一層の充実・発展のため、下記の各種事業を実施しています。
- 2 実施事業
(1) 役員会、主任児童委員連絡会等 会議の開催 (2) 単位民児協会長研修会 (3) 役員研修会 (4) 主任児童委員研修会
(5) 民生児童委員技術向上研修会 (6) 民生委員教室 (7) 愛媛県社会福祉大会 (8) 全国民生委員児童委員大会への参加

3 定数・委嘱者数等（令和6年度4月1日現在）
定数：3, 652名 委嘱者数：3, 620名 充足率：99.1%



人材研修課〔福祉人材部〕

福祉・介護人材の定着支援

■福祉・介護関係事業所合同入職式

本県の福祉・介護の未来を担う入職後1年未満の新任職員が、式典や講演会に参加することで、自らの仕事に対する誇りやモチベーションを高めながら、名刺交換や交流会を通して、職場や職場の垣根を越えたネットワークを構築することを目的に開催しています。

令和6年5月30日(木)
／愛媛県県民文化会館



■外国人介護人材のための交流セミナー

県内の福祉施設で働く外国人介護人材が、仕事や生活の中で抱える不安の解消に役立つセミナーや、体験を通して、職員同士が国や施設の垣根を越えて交流できる機会を持つことを目的に開催しています。

令和6年8月26日(月)
／愛媛県総合社会福祉会館



■ケアワーカーズカフェ〈年4回〉

テーマに沿ったワークや参加者同士の情報交換等を行うことで、ケアワーカーとしての日頃の悩みや課題、再就職に向けた不安の解消を図り、復職支援や離職防止、定着促進につなげることを目的に開催しています。



■おしゃべり保育サロン〈年6回(奇数月)〉

少人数で保育実践を学んだり、参加者同士で情報交換を行うなど、保育士資格を持つ方の現場への復職に対する不安を解消し、一步を踏み出すきっかけづくりや職場定着を目的に開催しています。



福祉・介護の魅力発信

■福祉就職セミナー&福祉・介護のジョブフェス

福祉分野への就職希望者と職員を募集する求人事業所が一堂に会する職場説明会や動画配信サイトを活用した「福祉のお仕事プレゼンテーション」等を実施し、県内の求人事業所の福祉の仕事の魅力を発信しています。

令和6年5月26日(日)
／愛媛県県民文化会館



■保育のおしごとフェア

保育士養成校の学生や将来保育士を目指している学生等、保育に興味のある方を対象に、教育・保育施設によるお仕事相談コーナーや現役保育士・養成校の学生による保育体験コーナー、ゲスト講師による保育実践セミナーなどを行い、保育の魅力を発信するとともに、保育人材確保へつなげることを目的に開催しています。

令和6年6月16日(日)
／松山市総合コミュニティセンター



■フクシの魅力発見フォーラム

県内の主に若年代を対象に、福祉・介護の仕事の体験や職場及びキャリアアップの方法等を発信することで、福祉・介護の仕事に魅力を感じてもらい、将来的により多くの福祉・介護人材を確保することを目的に開催しています。

- 南予会場
令和6年7月8日(月)
／西予市立三瓶中学校
令和6年7月10日(水)
／西予市立野村中学校
- 中予会場
令和6年8月4日(日)
／松山市総合コミュニティセンター
- 東予会場
令和6年8月18日(日)
／今治市総合福祉センター



長寿推進課 [福祉人材部]

愛媛県介護ロボット相談窓口

介護現場で様々な「介護ロボット」が活躍しています！

労働人口の減少等により、介護分野においても深刻な担い手不足が生じています。そのような中、将来にわたって誰もが必要な介護サービスを安心して受けられるよう、介護職員の離職防止や定着促進、介護現場における生産性の向上が図られており、その取り組みの一つとして、介護ロボットやICT等テクノロジーの導入が推進されています。本会では、介護ロボットの普及等を目的とした「愛媛県介護ロボット相談窓口」を運営しており、今回は、介護現場で活躍する介護ロボットをご紹介します。

■コミュニケーションロボット「PALRO」

会話機能を搭載し、利用者やご家族と日常会話を行うことができるロボットです。顔認証機能で一人ひとりの顔を認識し、その人との会話を覚えていくため、話せば話すほど会話が広がっていきます。会話のほかに、健康体操のインストラクターや、落語、ダンスなども得意です！！



■移乗支援ロボット「スカイリフト」

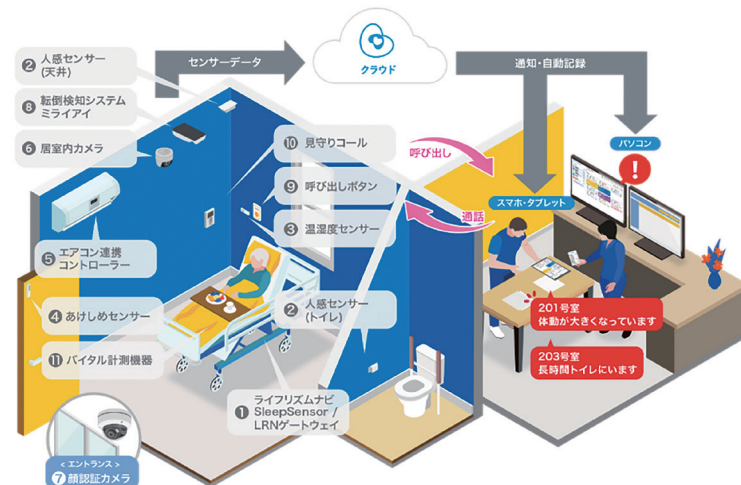
介助場で座位姿勢を取ることができる方のベッドから車いすへの移乗や、トイレでのズボンの着脱等を支援するロボット（スタンディングリフト）です。腰痛予防等、職員の体への負担軽減だけでなく、利用者の下肢拘縮の防止や筋力維持の効果も期待できます。



■見守りロボット「ライフリズムナビ+Dr」

見守りカメラやセンサーマットを設置し、居室の利用者を見守ることができるロボットです。利用者があらかじめ設定した状態（臥床や離床等）になるとアラームが作動し、職員は手元のスマートフォン等で利用者の状況を確認し、目視や会話によって、訪室の必要性を判断することができます。

また、センサーマットによって利用者の呼吸や心拍数などのバイタル情報や、睡眠状態も把握することができ、おむつ交換を眠りの浅い時間帯にあわせて行うなど、利用者の状態に応じたケアを行うことが可能です。見守りロボットの導入によって職員による夜間の訪室回数が減ること、利用者の睡眠の質が改善されたという事例も報告されています。



※上記のほかにも、介護ロボットには移動支援・排泄支援・入浴支援・介護業務支援等のロボットがあります。

このように介護ロボットは、介護者だけでなく、利用者にとっても非常にメリットのある介護ツールで、これからの介護は、介護ロボットやICT等のテクノロジー活用により、介護の価値を高めていくことが求められています。

ノーリフティングケア普及啓発事業

ノーリフティングケアとは、介護する側・される側双方において安全で安心な、持ち上げない・抱え上げない・引きずらないケアを行い、適切な技術や道具を使ってケアする方法です。例えば、スライディングシートやリフトなどを使って利用者を持ち上げることなくベッドから車いすへの移乗をサポートする姿を想像するとイメージしやすいと思います。

利用者の身体への負担軽減や、介護者の身体の安全や健康維持を図り、利用者と介護者の双方にとって、より快適で安全な介護サービスの提供を可能にするケアです。

本会では、このノーリフティングケアに取り組む事業所を募集し、各事業所に講師やスタッフ等を派遣することで、同ケアの普及・浸透を図っています。



移動用リフトをつかった移乗

■利用者と介護者の双方のために！！

利用者の痛い、辛いをなくしたい…。



- ノーリフティングケアの導入で、利用者への安全・安心な介護！
- 利用者自身ができることを活用することで、拘縮・褥瘡などの二次障がいを予防！

介護者の腰痛をなくしたい…。



- ノーリフティングケアの導入で、腰痛などの身体的負担を軽減！
- 介護者の負担を減らすことで、職員の人材確保・定着を促進！
- 職場環境のチェック・改善で働きやすい介護の職場を実現！



介護者も利用者も安心・安全で
ストレスフリーな介護職場の実現へ

ケアの導入に取り組んだ事業所の声

- ・8割を超える介護職員の身体的負担（腰痛など）が緩和された。
- ・ケアに関わる職員数の減少につながるケースが増えた（2名介助→1名介助）。
- ・利用者の生活の質の向上につながった（拘縮減少、食事量増加等）。
- ・利用者の拘縮の軽減により、衣服の着脱などのケアにかかる時間が短縮された。

福祉全般

愛媛県内市町社会福祉協議会一覧

団体名	〒	所在地	建物名	電話番号
松山市社会福祉協議会	790-0808	松山市若草町 8-2	松山市総合福祉センター	089-941-4122
余土支所	790-0045	松山市余戸東4-3-5	松山市農協余土ビル2階	089-971-6790
桑原支所	790-0905	松山市樽味 1-4-3	えひめ中央農協桑原支所1階	089-941-4281
北条支所	799-2436	松山市河野別府 937-1	松山市北条社会福祉センター	089-993-1400
中島支所	791-4501	松山市中島大浦 1626	松山市役所中島支所 2階	089-997-1822
今治市社会福祉協議会	794-0043	今治市南宝来町 1-9-8	今治市総合福祉センター愛らんど今治	0898-22-6018
朝倉支部	799-1603	今治市朝倉下乙 112-2	朝倉三世交流センター	0898-56-1929
玉川支部	794-0102	今治市玉川町大野甲 86-1	今治市玉川福祉センター	0898-36-8140
波方支部	799-2102	今治市波方町樋口甲 253	今治市波方支所付属棟1階	0898-41-7246
大西支部	799-2205	今治市大西町宮脇甲 501-2	今治市大西老人福祉センター	0898-53-5380
菊間支部	794-2304	今治市菊間町池原 34		0898-54-5700
吉海支部	794-2114	今治市吉海町名 1466	今治市吉海老人福祉センター	0897-84-4110
宮窪支部	794-2203	今治市宮窪町宮窪 3544-2	今治市宮窪福祉センター	0897-86-3939
伯方支部	794-2305	今治市伯方町木浦甲 3930-1	今治市伯方福祉センター	0897-74-2123
上浦支部	794-1403	今治市上浦町甘崎 3878-1	今治市上浦福祉センター	0897-87-4274
大三島支部	794-1306	今治市大三島町野々江 2435-2	今治市大三島福祉センター	0897-83-1110
関前支部	794-1101	今治市関前岡村甲 2525-1	今治市関前高齢者生活福祉センター	0897-88-2455
宇和島市社会福祉協議会	798-0003	宇和島市住吉町 1-6-16	宇和島市総合福祉センター	0895-23-3711
吉田支所	799-3703	宇和島市吉田町東小路甲 58-5		0895-52-3166
三間支所	798-1113	宇和島市三間町迫目 126	三間保健福祉センター	0895-58-1051
津島支所	798-3301	宇和島市津島町岩松甲 471	津島保健センター1階	0895-20-8101
八幡浜市社会福祉協議会	796-0010	八幡浜市松柏乙 1101	八幡浜市保健福祉総合センター	0894-23-2940
新居浜市社会福祉協議会	792-0031	新居浜市高木町 2-60	新居浜市総合福祉センター	0897-32-8129
別子山分館	799-0650	新居浜市別子山乙 241-6	新居浜市総合福祉センター別子山分館	0897-64-2350
西条市社会福祉協議会	799-1371	西条市周布 606-1	西条市東予総合福祉センター	0898-64-2600
西条支所	793-0041	西条市神拝甲 324-2	西条市総合福祉センター	0897-53-0873
東予支所	799-1371	西条市周布 606-1	西条市東予総合福祉センター	0898-64-2600
丹原支所	791-0508	西条市丹原町池田 1733-1	西条市丹原サービスセンター	0898-76-2433
小松支所	799-1101	西条市小松町新屋敷乙 48-1	西条市小松地域福祉センター	0898-72-6363
大洲市社会福祉協議会	795-0064	大洲市東大洲 270-1	大洲市総合福祉センター	0893-23-0313
長浜支所	799-3401	大洲市長浜甲 489-1	大洲市長浜体育館	0893-52-1194
肱川支所	797-1504	大洲市肱川町山鳥坂 73	大洲市役所肱川支所2階	0893-34-2312
河辺支所	797-1601	大洲市河辺町植松 428	大洲市河辺老人福祉センター	0893-39-2510
伊予市社会福祉協議会	799-3127	伊予市尾崎 3-1	伊予市総合保健福祉センター	089-982-0393
伊予事務所	799-3113	伊予市米湊 723-1		089-983-6224
中山事務所	791-3203	伊予市中山町出刈 2-138-1		089-967-0100
双海事務所	799-3203	伊予市双海町上灘甲 5821-6		089-986-5777
四国中央市社会福祉協議会	799-0404	四国中央市三島宮川 4-6-55	四国中央市福祉会館	0896-28-6127
川之江支所	799-0111	四国中央市金生町下分 791-2	川之江文化センター	0896-28-6237
土居支所	799-0712	四国中央市土居町入野 174-3	土居福祉センター	0896-28-6351
新宮支所	799-0303	四国中央市新宮町新宮 50	高齢者生活福祉センター	0896-72-2774
西予市社会福祉協議会	797-1212	西予市野村町野村 12-15	西予市野村保健福祉センター	0894-72-2306
明浜支所	797-0201	西予市明浜町高山甲 3656	明浜健康管理センター	0894-69-8066
宇和支所	797-0015	西予市宇和町卯之町 4-746		0894-62-3770
城川支所	797-1717	西予市城川町下相 945	西予市城川支所 1階	0894-82-1266
三瓶支所	796-0907	西予市三瓶町朝立 1-360-1	西予市三瓶支所	0894-33-3046
東温市社会福祉協議会	791-0211	東温市見奈良 490-1	東温市総合保健福祉センター2階	089-955-5535
上島町社会福祉協議会	794-2550	上島町生名 2133-3	上島町生名デイサービスセンター	0897-76-2638
久万高原町社会福祉協議会	791-1501	久万高原町上黒岩 2920-1		0892-56-0750
久万支所	791-1201	久万高原町久万 577-2		0892-21-0800
面河支所	791-1701	久万高原町茨草 2310	おもご高齢者生活支援ハウス	0892-50-1833
柳谷支所	791-1801	久万高原町柳井川 846	柳谷保健福祉センター内	0892-54-2941
松前町社会福祉協議会	791-3120	松前町筒井 710-1	松前町総合福祉センター	089-985-4144
砥部町社会福祉協議会	791-2120	砥部町宮内 1369	砥部町中央公民館内	089-962-7100
内子町社会福祉協議会	791-3392	内子町内子 1515		0893-44-3820
小田支所	791-3501	内子町小田 82	小田保健センター	0892-52-2627
伊方町社会福祉協議会	796-0301	伊方町湊浦 1995-1	伊方町中央公民館5階	0894-38-2360
瀬戸支所	796-0502	伊方町三机乙 1087-1	瀬戸デイサービスセンター	0894-57-2180
三崎支所	796-0801	伊方町三崎 1700-16	三崎保健福祉センター	0894-54-2222
松野町社会福祉協議会	798-2101	松野町大字松丸 1661-13		0895-42-0794
鬼北町社会福祉協議会	798-1341	鬼北町近永 782	鬼北町総合福祉センター	0895-45-3709
日吉支所	798-1502	鬼北町下鍵山 500	鬼北町日吉中央集会所	0895-44-2588
愛南町社会福祉協議会	798-4101	愛南町御荘菊川 1157		0895-73-7777
西海事業所	798-4204	愛南町椋月 212-1	西海保健福祉センター	0895-82-0067

高齢者全般

愛媛県内地域包括支援センター一覧

市町名	名称	〒	所在地	電話番号
松山市	松山市地域包括支援センター湯築・桑原・道後	790-0855	松山市持田1-3-30 県在宅介護研修センター3階	089-993-5666
	サブセンター五明・伊台・湯山	791-0122	松山市末町甲9-1	089-993-5661
	松山市地域包括支援センター石井・浮穴・久谷	790-0932	松山市東石井7-3-32	089-957-0808
	サブセンター浮穴・久谷	791-1123	松山東方町甲 1272-1	089-905-8889
	松山市地域包括支援センター小野・久米	790-0925	松山市鷹子 740	089-970-3761
	松山市地域包括支援センター東・拓南	790-0864	松山市築山町 5-11	089-915-7760
	松山市地域包括支援センター雄郡・新玉	790-0011	松山市千舟町 8-128-1	089-993-7220
	松山市地域包括支援センター味酒・清水	790-0823	松山市清水町 3-15	089-911-1135
	松山市地域包括支援センター垣生・余土	790-0043	松山市保免西 4-5-25	089-989-7600
	松山市地域包括支援センター生石・味生	791-8056	松山市別府町 177-1	089-953-3888
	松山市地域包括支援センター三津浜	791-8066	松山市萩川 2-10-23	089-953-1130
	松山市地域包括支援センター中島	791-4501	松山市中島大浦 1626 松山市役所中島支所3階	089-997-0454
	松山市地域包括支援センター潮見・久枝	791-8004	松山市鶴川 2-12-8	089-994-8765
	松山市地域包括支援センター和気・堀江	799-2651	松山市堀江町甲 338-2	089-911-8005
	松山市地域包括支援センター北条	799-2436	松山市河野別府 937-1	089-992-0117
	松山市基幹型地域包括支援センター	790-8571	松山市二番町 4-7-2	089-948-6949
	今治市地域包括支援センター美須賀・立花	794-0037	今治市黄金町 2-2-5	0898-55-8872
	今治市地域包括支援センター日吉・近見	794-0054	今治市北日吉町 1-11-17	0898-22-7960
今治市	今治市地域包括支援センター西・南	794-0065	今治市別名 272	0898-33-7861
	今治市地域包括支援センター桜井・朝倉・玉川	794-0102	今治市玉川町大野甲 86-1	0898-36-8330
	今治市地域包括支援センター北郷・大西・菊間	799-2205	今治市大西町宮脇甲 501-2	0898-53-5540
	今治市伯方地域包括支援センター	794-2305	今治市伯方町木浦甲 3930-1	0897-72-1065
	サブセンター大島	794-2114	今治市吉海町名 1466	0897-84-4110
	サブセンター大三島	794-1306	今治市大三島町野々江 2435-2	0897-83-1110
	介護保険課 地域包括支援係	794-8511	今治市別宮町 1-4-1	0898-36-1528
	宇和島市	宇和島市地域包括支援センター	宇和島市曙町 1	0895-49-7019
	八幡浜市	八幡浜市地域包括支援センター	八幡浜市松柏乙 1101	0894-24-3918
	新居浜市	新居浜市地域包括支援センター	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1245
西条市	西条市地域包括支援センター西条北部	793-0027	西条市朔日市 269-1 市役所内	0897-55-5359
	西条市地域包括支援センター西条南部	793-0035	西条市福武甲 162-1	0897-55-0630
	西条市地域包括支援センター西条西部・小松	799-1101	西条市小松町新屋敷甲 496 小松サービスセンター内	0898-52-8221
	西条市地域包括支援センター東予	799-1301	西条市三芳 1535-1	0898-66-5520
	西条市地域包括支援センター丹原	791-0508	西条市丹原町池田 1733-1 丹原サービスセンター内	0898-35-3427
大洲市	大洲市地域包括支援センター	795-8601	大洲市大洲 690-1	0893-24-1714
	サブセンター大洲中央	795-8601	大洲市大洲 690-1	0893-24-1714
	サブセンター大洲西	799-3401	大洲市長浜甲 480-3	0893-52-1113
	サブセンター大洲東	797-1592	大洲市肱川町山鳥坂 74	0893-34-2340
伊予市	伊予市地域包括支援センター	799-3113	伊予市米湊 1212-5	089-909-6260
四国中央市	四国中央市地域包括支援センター	799-0497	四国中央市三島宮川 4-6-55 市役所内	0896-28-6147
西予市	西予市地域包括支援センター（本所）	797-1212	西予市野村町野村 12-15	0894-72-0022
	西予市地域包括支援センター（支所）	797-0015	西予市宇和町卯之町 4-746	0894-62-7730
東温市	東温市地域包括支援センター	791-0211	東温市見奈良 490-1	089-955-0150
上島町	上島町地域包括支援センター	794-2550	上島町生名 621-1	0897-76-2261
	上島町地域包括支援センター魚島窓口	794-2540	上島町魚島 1-1367-2	0897-74-1120
久万高原町	久万高原町地域包括支援センター	791-1201	久万高原町久万 212	0892-50-0230
松前町	松前町地域包括支援センター	791-3192	松前町筒井 631	089-985-4205
砥部町	砥部町地域包括支援センター	791-2195	砥部町宮内 1392	089-962-6118
	砥部町地域包括支援センター広田サブセンター	791-2205	砥部町総津 409	089-969-2111
内子町	内子町地域包括支援センター	795-0392	内子町平岡甲 168	0893-44-6154
伊方町	伊方町地域包括支援センター	796-0301	伊方町湊浦 1993-1	0894-38-2652
松野町	松野町地域包括支援センター	798-2102	松野町大字延野々 1406-4	0895-42-1933
鬼北町	鬼北町地域包括支援センター	798-1395	鬼北町大字近永 800-1	0895-45-1111
愛南町	愛南町地域包括支援センター	798-4131	愛南町城辺甲 2420	0895-72-7325

令和
6年度

愛媛県社会福祉協議会

賛助会員募集!!

本会は、民間の地域福祉推進団体として、地域住民や市民活動団体等との密接な連携のもと、「自立・共生」を活動の柱に福祉サービス利用者の自立支援を保障し、かつ県民の福祉環境・福祉文化の構築を目指しています。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるような「福祉のまちづくり」に向けて、県民をはじめ関係団体と協働して活動を行っています。本会の趣旨のご賛同いただき、会員としてご支援・ご協力をお願いします。

会 員	1口 10,000円～	加入条件	社会福祉事業に関心を持ち、 本会の目的及び事業に賛同する企業・団体又は個人
-----	-------------	------	--

■ 令和6年度会員（8月現在）（50音順）

No	企業・団体名	郵便番号	住 所	電話番号
1	株式会社アイクコーポレーション	791-1102	松山市来住町1288-1	089-975-0900
2	株式会社あいテレビ	790-8529	松山市竹原町1-5-25	089-921-2121
3	アカマツ株式会社	790-0921	松山市福音寺町235-1	089-975-1234
4	アマノ印刷有限会社	790-0932	松山市東石井町1-10-30	089-956-2442
5	株式会社伊予銀行	790-8514	松山市南堀端町1	089-941-1141
6	株式会社伊予鉄グループ	790-0012	松山市湊町4-4-1	089-948-3222
7	株式会社伊予鉄高島屋	790-8587	松山市湊町5-1-1	089-948-2111
8	株式会社エーシー	791-2113	伊予郡砥部町拾町105-1	089-956-8858
9	株式会社愛媛銀行	790-8580	松山市勝山町2-1	089-933-1111
10	愛媛県信用農業協同組合連合会	790-0006	松山市南堀端町2-3	089-948-5211
11	愛媛県森林組合連合会	790-8582	松山市三番町4-4-1	089-941-0164
12	愛媛県農業協同組合中央会	790-0006	松山市南堀端町2-3	089-948-5607
13	エヒメシステム	791-1113	松山市森松町838	089-976-4111
14	株式会社愛媛新聞社	790-8511	松山市大手町1-12-1	089-935-2111
15	愛媛信用金庫	790-0002	松山市二番町4-2-11	089-946-1111
16	えひめ税理士法人	790-0878	松山市勝山町1-78-1スカイタワー勝山202	0120-358-377
17	えひめ中央農業協同組合	790-0011	松山市千舟町8-128-1	089-943-2121
18	株式会社愛媛電算	790-0067	松山市大手町1-11-7	089-941-2226
19	岡田印刷株式会社	790-0012	松山市湊町7-1-8	089-941-9111
20	音伍繊維工業株式会社 松山支店	791-8018	松山市問屋町10-51	089-923-2020
21	株式会社オフィス・ラボ	791-1106	松山市今在家4-9-32	089-958-2483
22	株式会社戒田商事	791-1114	松山市井門町190-1	089-956-2295
23	喫茶ふれあい	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-7022
24	クボタ印刷株式会社	790-0921	松山市福音寺町579-6	089-998-7771
25	佐川印刷株式会社	791-8018	松山市問屋町6-21	089-925-7471
26	株式会社四国テクニカ松山営業所	790-0856	松山市南町2-7-11 井関ビル2 F	089-915-0730
27	株式会社松栄印刷所	790-0003	松山市三番町7-9-2	089-941-3334
28	株式会社松年社	790-0952	松山市朝生田町4-7-27	089-932-0666
29	株式会社スイッチプラン	790-0062	松山市南江戸2-9-17せとかんビル2F	089-995-8231
30	セーラー広告株式会社	791-8031	松山市北斎院町637番地 6	089-946-8611
31	セキ株式会社	790-8686	松山市湊町7-7-1	089-945-0111
32	全国共済農業協同組合連合会愛媛県本部	790-0006	松山市南堀端町2-3	089-948-5533
33	株式会社曾我商会	790-0047	松山市余戸南1-20-28	089-968-6206
34	大王製紙株式会社	799-0492	四国中央市紙屋町628	0896-23-9001
35	大信頼任意後見総合コンサルタント合同会社	791-8017	松山市西長戸町335-19	
36	太陽印刷株式会社	790-0921	松山市福音寺町514-1	089-932-2881
37	チャンプオート	798-0020	宇和島市高串3番耕地61-1	0895-25-4114
38	中央法規出版株式会社広島営業所	732-0804	広島市南区西蟹屋2-9-12FKDビル3F	082-568-5870
39	株式会社テレビ愛媛	790-8537	松山市真砂町119	089-943-1111
40	東武トップツアーズ株式会社松山支店	790-0003	松山市三番町4-11-6-2 F	089-941-9231
41	東洋羽毛中四国販売株式会社愛媛営業所	791-1114	松山市井門町21-1	089-958-2331
42	トヨタカローラ愛媛株式会社	791-8015	松山市中央1-16-5	089-922-3311
43	南海放送株式会社	790-8510	松山市本町1-1-1	089-915-3333
44	濱商株式会社	790-0001	松山市一番町3-3-6 センターポイントビル7F	089-933-8588
45	株式会社ハラプレックス松山支店	790-0056	松山市土居田町396-6	089-974-8711
46	株式会社バルス・デザイン	790-0913	松山市畑寺1-7-19-4	089-932-1131
47	株式会社ひめぎんソフト	790-0874	松山市南持田町27-1	089-943-7767
48	株式会社フジ	790-8567	松山市宮西1-2-1	089-926-7111
49	富士フィルム B I 愛媛株式会社	790-0003	松山市三番町7-1-21	089-993-8861
50	株式会社船倉	790-0878	松山市勝山町2-10-4	089-941-4578
51	平和印刷工業株式会社	790-0921	松山市福音寺町728	089-947-9155
52	名鉄観光サービス株式会社松山支店	790-0003	松山市三番町4-12-4	089-921-5131
53	モリモ興産株式会社	791-0222	東温市下林2126	089-968-2599
54	ヤマキ株式会社	799-3194	伊予市米湊1698-6	089-982-1231
55	ヤマショウ株式会社	790-0823	松山市清水町1-6-3	089-922-4888
56	株式会社ユニマットライフ松山営業所	790-0038	松山市和泉北3-11-8	089-986-6900
57	株式会社諒和	535-0002	大阪市旭区大宮4-18-18	06-6952-7015
58	ReM	790-0864	松山市築山町1-28 池永ビル2F	089-993-8960

※賛助会員の皆様には、「機関誌」をお送りするほか、本会ホームページ及び「機関誌」にお名前を掲載しています。

愛媛県総合社会福祉会館 施設利用のご案内

愛媛県総合社会福祉会館は、愛媛県内の社会福祉の拠点として、福祉に関する情報の提供・相談・研修等を行うとともに、各種の事業または集会に必要なスペースを提供することを目的としてつくられました。どうぞお気軽にご利用ください。

■ 施設の概要

名 称	愛媛県総合社会福祉会館
所 在 地	松山市持田町三丁目 8 番 15 号
設 置 主 体	愛媛県
指 定 管 理 者	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
開 館	平成 6 年 1 2 月

■ 利用料金

室名（定員 / 人）		午 前	午 後	夜 間	全 日	その他
		9:00 ～12:00	13:00 ～17:00	18:00 ～21:00	9:00 ～21:00	12:00～13:00 17:00～18:00
多目的ホール（300※）		7,250	9,670	7,250	22,000	2,410
研修室 （100）	全体（100）	5,270	7,030	5,270	16,050	1,750
	1/2（50）	3,510	4,610	3,510	10,770	1,100
視聴覚室（50）		3,510	4,610	3,510	10,770	1,100
会議室 （46）	全体（46）	3,510	4,610	3,510	10,770	1,100
	1/2（23）	2,410	3,070	2,410	7,250	650
円卓会議室（28）		2,630	3,300	2,630	7,700	870
液晶プロジェクター		1,030	1,030	1,030	3,090	-

※机・いす利用の場合は、定員約 200 人

■ 貸館の利用申込方法

step 1 空き状況の確認（①または②）

（必ず申請前に確認してください）

①電話（総合案内 TEL 089-921-5070）

②えひめ施設利用予約システムで確認

step 2 利用許可申請（①または②）

①申請書類に必要事項を記入し、
来所・FAX・メール・郵送等で提出

②えひめ施設利用予約システムで申請

step 3 利用料金の納付

提出された申請書の確認が済み次第、
請求書を送付します。**利用日の 1 週間前までに**利用料金を納入してください。

step 4 会場の利用

1 階総合案内までお越しください。

▶申込事項の変更または取り消しを希望する場合は、利用日の 1 週間前までに総合案内にお申し出ください。（総合案内 TEL 089-921-5070）

〈受付期間〉

●一般利用の場合 会場利用希望日の **3 か月前の月初めから 1 週間前まで**。（3 か月前の月初めが土・日曜日の場合は、第 1 月曜日からの受付となります。）

●福祉目的利用の場合 会場利用日の **6 か月前の月始めから 1 週間前まで**。

〈受付時間〉

開館日の 9 時～17 時
（土・日・祝日を除く）

えひめ施設利用
予約システムは
こちらから▶



ユニコム30周年記念イベントに向けた改修工事のお知らせ

ユニコム（福祉用具・住宅改造展示場）が令和7年2月11日にリニューアルします！

ユニコムの愛称で知られる「福祉用具・住宅改造展示場」が開設 30 周年を迎えるにあたり、リニューアル（改修工事）を行います。「気軽に立ち寄れる」「最新の介護に触れられる」等をコンセプトに情報発信や研修機能を強化していきますので、リニューアル後もぜひご活用ください！！
（改修工事予定期間：令和6年9月2日（月）～令和7年2月10日（月））

リニューアル後は、『ユニコム 30 周年記念イベント（名称未定）』を開催します。

- ◆日時：令和7年2月11日（火・祝）
- ◆場所：愛媛県総合社会福祉会館

— 27 —

— 28 —

令和5年度 決算の概要

(単位:円)

1 令和5年度 一般会計貸借対照表

勘定科目	当年度末	勘定科目	当年度末
流動資産	587,641,461	流動負債	59,017,181
固定資産	9,947,771,576	固定負債	8,600,374,051
		負債の部合計	8,659,391,232
		基本金	110,000,000
		基金	174,082,709
		国庫補助金等特別積立金	1,236,140,477
		その他の積立金	233,077,606
		次期繰越活動増減差額	122,721,013
		純資産の部合計	1,876,021,805
資産の部合計	10,535,413,037	負債及び純資産の部合計	10,535,413,037

2 令和5年度 その他会計貸借対照表

勘定科目	当年度末	勘定科目	当年度末
流動資産	4,684,708,772	流動負債	18,276,675
固定資産	15,583,716,675	固定負債	274,907,762
		負債の部合計	293,184,437
		国庫補助金等特別積立金	16,510,877,605
		その他の積立金	3,549,546,858
		次期繰越活動増減差額	△85,183,453
		純資産の部合計	19,975,241,010
資産の部合計	20,268,425,447	負債及び純資産の部合計	20,268,425,447

3 令和5年度 事業活動計算書(総括)

会計単位及び経理区分名	収入総額	支出総額
1 一般会計	1,621,040,795	1,498,319,782
(1)社会福祉事業	605,727,914	489,298,596
(2)公益事業	1,004,980,076	1,004,082,864
(3)収益事業	10,332,805	4,938,322
2 生活福祉資金会計	2,786,603,283	2,857,701,652
3 要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計	△ 5,116,435	12,819,129
4 生活福祉資金事務費会計	518,333,714	515,139,816
5 臨時特例つなぎ資金会計	821,582	165,000
合 計	4,921,682,939	4,884,145,379

4 令和5年度 資金収支計算書(総括)

会計単位及び経理区分名	収入総額	支出総額
1 一般会計	2,703,682,009	2,161,045,490
(1)社会福祉事業	611,423,906	489,070,186
(2)公益事業	2,082,228,898	1,667,036,982
(3)収益事業	10,029,205	4,938,322
2 生活福祉資金会計	5,347,459,448	712,650,920
3 要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計	62,566,883	31,599,896
4 生活福祉資金事務費会計	513,992,658	513,992,658
5 臨時特例つなぎ資金会計	821,582	165,000
合 計	8,628,522,580	3,419,453,964



令和6年度

新規採用職員インタビュー!



つじい なつみ
辻井夏海さん

福祉人材部
長寿推進課 主事
愛媛県松前町出身

うえがき ひぶき
上垣陽生さん

総務企画部
経営管理課 主事
愛媛県伊予市出身



好きな食べ物はチーズケーキで、自分でも手
作ります。また、小学校5年生から高校2年生
までの7年間書道を習っていました。

1 自己紹介

好きな食べ物はラーメンとかき氷で、学生時
代はバドミントン部に所属しており、スポーツ
全般得意です。

福祉人材部長寿推進課で、認知症介護研修事
業、高齢者大学校開設事業を担当しています。参
加者の方々の「楽しみにしています」という声が
やりがいになっています。

2 現在の業務

総務企画部経営管理課で、会館管理、広報事
業、公用車管理を担当しています。現在は、みん
なが使いやすいホームページにするために整理
をしています。

ご褒美スイーツを買いました。
夏休みに母と旅行に行くので、残り
は貯金しました。

3 初任給の使い道

まだ使っていません。
将来、1人暮らしをしたいので、そのた
めに貯金しました。



4 学生時代に取り組んだこと

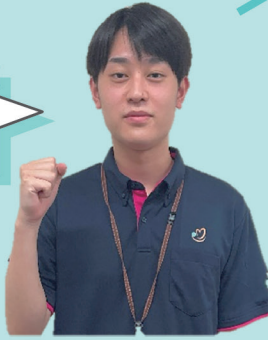
入学式や1年生の夏まで授業がありませんでしたが、コロナ禍
においても、市町の社協で実習をさせていただき、資格取得に向け
て勉強をしていました。



5 これからの目標

期限までに早く仕事をできるように効率的に進めながら、
いろんな業務を通して早く仕事に慣れたいです。

周りの方にも聞きながら、まずは自分に与えられた業務を
しっかりこなせるようになりたいです。



インタビュアー：宇田・土井中
インタビュー日：令和6年6月10日

令和6年度

https://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとします。

保険金額・年間保険料(1名あたり) 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン
保険金の種類			
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
	通院保険金日額		4,000円
	特定感染症		補償開始日から補償 ^(*)
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷	×	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)	
年間保険料		350円	500円

*特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となります。
 なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社 TEL:03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)
 この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL:03(3581)4667
 受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ23-11315より抜粋)

令和6年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!

📄 ホームページでも内容を紹介しています
 https://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン **1** 施設業務の補償 (賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
 動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額			▶年額保険料(掛金)	
賠償 事故に 対応	基本補償(A型)		定員	基本補償(A型)
	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	1~50名	35,000~61,460円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	51~100名	68,270~97,000円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	以降1名~10名増ごと	1,500円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	基本補償(A型)保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所:1,300円 通所:1,390円	
	人格権侵害(期間中)	1,000万円		
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円		
お見舞い等の各種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円		
	事故対応特別費用(期間中)	500万円		
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度		
傷害見舞費用			死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円	

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

プラン **2** 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン **3** 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
使用者賠償責任補償
- ② 役員・職員の傷害事故補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償



プラン **4** 法人役員等の補償 (役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

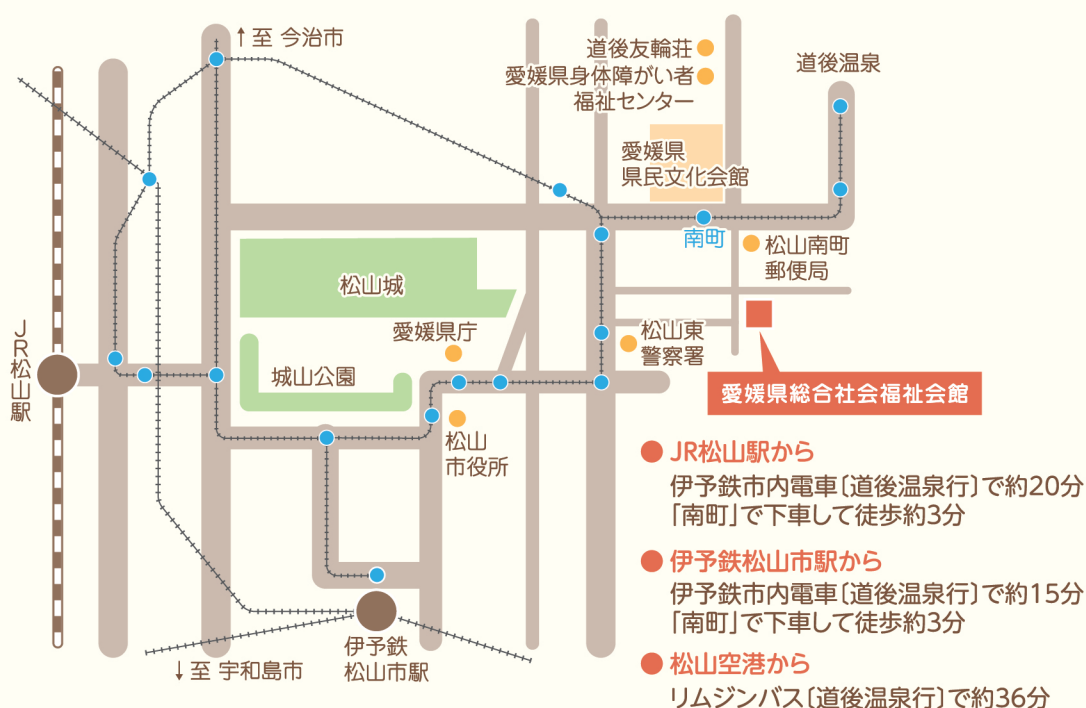
団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社 TEL:03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL:03(3581)4667
 受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ23-11446より抜粋)



● お問い合わせ

総務企画部	経営管理課	TEL/089-921-8344	FAX/089-921-8939	E-Mail/keiei@ehime-shakyo.or.jp
	法人振興課	TEL/089-921-8566	FAX/089-921-8939	E-Mail/shinko@ehime-shakyo.or.jp
地域福祉部	地域福祉課	TEL/089-921-8912	FAX/089-921-7738	E-Mail/chiiki@ehime-shakyo.or.jp
	生活支援課	TEL/089-921-8353	FAX/089-921-5289	E-Mail/shien@ehime-shakyo.or.jp
福祉人材部	人材研修課	TEL/089-921-5344	FAX/089-921-3398	E-Mail/jinzai@ehime-shakyo.or.jp
	長寿推進課	TEL/089-921-5140	FAX/089-921-3398	E-Mail/chouju@ehime-shakyo.or.jp
運営適正化委員会		TEL/089-998-3477	FAX/089-921-3398	E-Mail/kujo@ehime-shakyo.or.jp



社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館

TEL/089-921-8344 FAX/089-921-8939 URL/https://www.ehime-shakyo.or.jp

